

石川県公報

令和6年10月4日(金曜日)

号 外

(第60号)

目 次

規 則			
○毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課)	1	○石川県と石川県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則 (経営支援課)	2

規 則

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十一号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和二十八年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法第三条」を「法第三条第三項ただし書」に改める。

第三条第二号中「六箇月」を「六月」に、「の名称型(縦九センチメートル横六センチメートル)」を「無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

第十二条中「及びホ」を「ホ及びへ」に改める。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

(指定証の返納)

第十六条 第十条又は第十三条の規定により知事の指定を受けた者は、特定毒物の使用をやめたとき、特定毒物実地指導員の業務を行わなくなつたとき、指定に係る資格若しくは身分を失つたとき又は前条の規定により再交付を受けた後に失つた指定証を発見したときは、速やかに、別記様式第十一号による返納届に指定証を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第十条又は第十三条の規定により知事の指定を受けた者が死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は法人若しくは団体が解散したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による届出義務者又は清算人若しくは団体の代表者であつた者は、速やかに、別記様式第十一号による返納届に指定証を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第十七条 法、令、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、その書類を提出する者の住所地又は製造所、営業所、店舗、主たる研究所、事業場、森林若しくは倉庫の所在地を所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、住所地又は所在地が金沢市の区域内にある場合は、この限りでない。

別記様式第一号、別記様式第三号から別記様式第五号まで、別記様式第七号、別記様式第八号、別記様式第十号及び別記様式第十一号中「罌」を「罌」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお自分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県と石川県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則をここに公布する。

令和六年十月四日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十二号

石川県と石川県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県と石川県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(令和六年石川県条例第三十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(求償権の放棄等に係る承認の申請)

第三条 条例第三条第一項の規定による申請は、別記様式第一号による申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 条例第三条第二項各号に掲げる計画又は要請の内容を証する書類
- 1 求償権の放棄等に係る中小企業者等に対して複数の求償権を有する場合にあつては、求償権の放棄等の額の配分及びその算定の根拠を明らかにした書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の実施報告)

第四条 保証協会は、条例第三条第二項前段の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等を実施したときは、速やかに、別記様式第二号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 求償権の放棄等を実施したことを証する書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の中止報告)

第五条 保証協会は、条例第三条第二項前段の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等を中止したときは、速やかに、別記様式第三号による報告書を知事に提出しなければならない。

(令和六年能登半島地震に係る投資事業有限責任組合)

第六条 条例第三条第二項第八号の規則で定める投資事業有限責任組合は、能登半島地震復興支援ファンド投資事業有限責任組合(令和六年五月二十四日に株式会社地域経済活性化支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が出資して設立した投資事業有限責任組合をいう。)とする。

(私的整理手続に関する指針)

第七条 条例第三条第二項第十号の規則で定める指針は、次に掲げるものとする。

- 1 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(平成二十七年十二月二十五日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。)及び「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則(令和二年十月三十日に同研究会が策定したものをいう。)
- 2 中小企業の事業再生等に関するガイドライン(令和四年三月四日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。)

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、回収納付金を受け取る権利の放棄について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

求償権放棄等承認申請書

年 月 日

石川県知事 様

石川県信用保証協会
会長

求償権の放棄等を実施したいので、石川県と石川県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

債務者の住所及び氏名 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)		
対象となる保証債務の内容		
融資制度名		
保証承諾日		年 月 日
保証承諾額		円
融資実行日		年 月 日
代位弁済日		年 月 日
代位弁済額		円
条例第 3 条第 2 項のうち、該当する号		第 号
申請の内容 (求償権の放棄等の内容)	<input type="checkbox"/> 求償権の放棄 <input type="checkbox"/> 求償権の不等価譲渡	
求償権の放棄等の理由及び地域経済への影響・寄与の見込みについて		
申請日における求償権残高 (A)		円
求償権の放棄等の額 (B)		円
(B) のうち、県が回収納付金を受け取る権利を放棄する額		円
(内訳)	求償権の放棄の額	円
	求償権の不等価譲渡による求償権と譲渡額との差額	円
求償権の放棄等の実施後の求償権残高 (C) = (A) - (B)		円
求償権の放棄等の実施予定日		年 月 日

- 注 1 この申請書は、保証債務ごとに作成すること。
 2 「申請の内容」欄は、該当する箇所の□にレ点を付すこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第2号(第4条関係)

求償権放棄等実施報告書

年 月 日

石川県知事 様

石川県信用保証協会
会長

年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等を実施したので、石川県と石川県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり報告します。

債務者の住所及び氏名 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)		
実施した内容(求償権の放棄等の内容)	<input type="checkbox"/> 求償権の放棄 <input type="checkbox"/> 求償権の不等価譲渡	
求償権の放棄等の実施日	年 月 日	
求償権の放棄等の実施前の求償権残高 (A)	円	
求償権の放棄等の額 (B)	円	
(B)のうち、県が回収納付金を受け取る権利を放棄した額	円	
(内訳)	求償権の放棄の額	円
	求償権の不等価譲渡による求償権と譲渡額との差額	円
求償権の放棄等の実施後の求償権残高 (C) = (A) - (B)	円	

- 注1 この申請書は、保証債務ごとに作成すること。
2 「実施した内容」欄は、該当する箇所の□にレ点を付すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

求償権放棄等中止報告書

年 月 日

石川県知事 様

石川県信用保証協会
会長

年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等を中止したので、石川県と石川県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則第 5 条の規定により、次のとおり報告します。

債務者の住所及び氏名 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)	
求償権の放棄等を中止した理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

